

第 28 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

1 日 時

令和 6 年 10 月 30 日（水） 午後 3 時から 5 時まで

2 会 場

新潟県自治会館 本館 201 会議室（新潟市中央区新光町 4 番地 1）

3 出席者

にいがた食の安全・安心審議会委員 15 名のうち、14 名出席

4 内容

議題 1 本年度の審議会運営について	： 3 ページ
議題 2 にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について	： 4 ページ
議題 3 にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案）について	： 19 ページ
報告 令和 6 年度食の安全に関するアンケート調査結果について	： 27 ページ

○ 開会

○ 福祉保健部副部長あいさつ

○ 審議会の成立報告

○ 会長あいさつ

【城会長】

会長に選出していただきました新潟大学農学部の城と申します。

最初に一言だけご挨拶をさせていただきたいと思います。本日開催しております、にいがた食の安全・安心審議会ですけれども、平成 17 年に制定されましたにいがた食の安全・安心条例に基づいて、県が策定しなければならない、食の安

全・安心基本計画を定めるにあたりまして意見を申し述べる、そういったことを主な目的として設置している審議会というように理解しております。

県民の皆さんが健康を害することなく、安全で安心な食生活を送ることができるようにするということとともに、安全な食品を県内外の消費者の皆さんに提供する、そういった大事な役割を担っております。

皆様も御存知のとおり、今年に入り、紅麴を使いました機能性表示食品のサプリメントの摂取によって健康被害が多数報告される、そういった事件も報道されております。

また、その摂取が健康被害につながるわけではありませんけれども、この時期になると毎年のように取りざたされて、先日、県内でも上越において発生が報道されましたけれども、高病原性鳥インフルエンザの問題は消費者に不安をもたらす一因にもなっています。また、豚熱に関しても同様かと思えます。

安全な食品を安心して食べてもらう、そういったことは農業県であり、食品産業が大きな産業となっている新潟県にとっては、非常に重要な課題かと思えます。

先ほど、昆副部長より話がありましたとおり、今年はいがた食の安全・安心基本計画を改定するような大事な年にあたっております。今日の審議会でも改定の方針案について議論をしていただきますので、よりよい計画となりますよう、是非、委員の皆様からは積極的にご意見を頂戴したいと考えております。

それでは、本日はどうぞよろしく申し上げます。

(以降、会長が議長として議事進行)

○ 会長代理の指名

【城会長】

最初に審議会の規則では、会長に事故ある時などに職務を代理する会長代理を、予め決めなければならないとされております。

私としましては、これまで長く委員を務めておられる、新潟県立大学の田村委員の方をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(会場から異議なしの声)

ありがとうございます。それでは田村委員を会長代理として指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議事

【城会長】

それでは議事に入りたいと思います。本日は次第にありますとおり、3つの議題と報告が1件ございます。

それでは早速、最初の議題1ですけども、「令和6年度にいがた食の安全・安心審議会の運営について」ということで事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

生活衛生課の柳と申します。本年度の審議会の運営について、資料1を用いて説明させていただきます。資料1を御覧ください。

この審議会は、平成17年10月に制定された「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、平成18年6月に発足しました。

平成18年度は、条例に基づく「にいがた食の安全・安心基本計画」を新規に作成するため年度中に審議회를4回開催し、平成19年3月に基本計画が完成いたしました。

その後、平成25年度、28年度、それから令和3年度に計画を改定し、現行の第4期計画に至っております。

現行の第4期計画の計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間としておりまして、今年度で計画の終期を迎えることから、年度内に計画改定を行う予定としています。

この間の審議会の開催状況ではありますが、計画の改定にあたる年については、改定方針を御審議いただくために年3回程度開催しており、それ以外の年については、主に基本計画の進捗状況について御審議いただくため年1回程度開催しているという状況です。

今年度は基本計画の改定について御審議いただくことを主な目的として、年度内3回の開催を計画しております。

議題1についての説明は、以上です。

【城会長】

ありがとうございました。今年度の審議会の運営について説明いただきました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしく願います。

特にありませんでしょうか。

それでは、今年度の審議会については、開催 3 回ということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今年度 3 回開催するということでは了承されました。それでは、次に移りたいと思います。

次ですけれども、議題 2「にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について」ということで、事務局から説明をよろしく願います。

【事務局】

にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について、資料 2 を用いて説明いたします。資料 2 を御覧ください。

まず、「1 本計画の期間、目的、成果」について説明いたします。

計画期間は議題 1 の説明の繰り返しとなりますが、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間としております。

次に、本計画の目的は「県民が安全で安心できる食生活を享受でき、安全で安心できる食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと」としており、目的の達成度を測る指標として、「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思ふ県内外の住民の割合」を成果指標としております。

この成果指標を測るため、県では、民間のリサーチ会社に依頼し、新潟県民・首都圏住民のそれぞれおよそ 500 人を対象に、インターネットでアンケートを実施しています。

資料の中ほど、点線で囲われた部分に記載した質問に対し、「1 安全だと思ふ」及び「2 どちらかと言えば安全だと思ふ」を選択した割合の合計を指標値

としており、県内で8割以上、首都圏で7割以上を確保することを目標としています。

アンケートの結果を表でまとめております。基準年の令和2年度は、県内で86.8%、首都圏では78.7%でした。

最新値である令和6年度は、県内では84.2%、首都圏では79.6%と、現行計画の目標値を上回る結果でした。

今回実施したアンケートのその他の質問については、この議題の後の報告において改めて説明させていただきたいと思っております。

「2 計画に基づく施策の取組状況」については、10の施策について取り組みました。詳細は資料2-2でまとめておりますが、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

次に「3 取組指標の進捗状況」について、各施策の達成度の目安として設定した13の取組指標の進捗状況は、このとおりです。具体的な進捗状況については資料2-3により説明いたします。ホチキス止め資料の最後の紙にあたります資料2-3をご覧ください。

一番上に、先ほど申し上げました成果指標を記載し、その下に13の取組指標を記載しています。

表の見方ですが、表の左側から「指標名」・「基準年（R2年度）の数値」・「最新値」・「R6年度時点の目標値」・「進捗状況」・「担当課」の順で記載しています。

「最新値」につきましては、成果指標ではR6年度の数値を、13の取組指標では一部を除き、R5年度の数値を採用しています。

「進捗状況」について説明いたします。成果指標と取組指標の間の点線で囲んだ中に進捗状況の凡例（はんれい）をお示ししております。○をつけたものが目標値を達成したもので9指標、上向きの矢印をつけたものが、基準年の令和2年度値から増加したもので3指標、基準年の数値から横ばいのもの、減少してしまったものは、なし、指標値を計測できなかったものが1指標という結果でした。

これらのうち、まず、現時点で目標値に達していない3つの指標について、現状等を担当課から説明いたします。

まず、事務局である生活衛生課から、指標10「にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数」について説明いたします。

取組指標としております「にいがた食の安全・安心サポーター」とは、にいがた食の安全・安心条例に基づき、食品の衛生管理やきのこによる健康被害の防止

に関して高度な専門知識を有する人材を募り、それぞれの専門分野における食品関連事業者や消費者への指導・助言を推進する制度であり、現在 35 名の方に委嘱しております。

主なサポーター活動としては、住民からのきのこ鑑別への対応、きのこ講習会の講師や手洗い教室など、各保健所単位で開催している地域意見交換会における食中毒予防の啓発、食品営業施設に対する衛生指導などがあります。新型コロナウイルス感染症が発生する前には、年間の利用者数が 8,000 人から 10,000 人の間で推移しておりましたが、コロナにより、地域意見交換会や食品営業施設の巡回指導など多くのサポーター活動が中止又は縮小を余儀なくされてしまいましたので、基準年である令和 2 年度は、年間利用者数が 3,046 人まで落ち込みました。

令和 5 年度の実績では 7,290 人と、新型コロナウイルス感染症発生前の水準に戻りつつあります。

昨年度の審議会においても、なるべく目標に近づくよう取り組んでほしいとのご意見を頂戴しましたので、今年度の地域意見交換会では、一部の保健所でオンラインを取り入れる取組もはじめており、県としましても、サポーターを積極的に活用する機会づくりを進めるとともに、県民の皆様にとってより利用しやすい制度となるよう検討を進めてまいります。

続きまして、指標 1「認証 GAP の取得農場数」について、経営普及課から説明いたします。

【経営普及課】

経営普及課の藤田と申します、よろしく願いいたします。

私の方から、指標 1「認証 GAP」の関係について御説明をさせていただきますと思います。

認証 GAP の取り組み農場とは、グローバル GAP、それからアジア GAP、J GAP といった第三者機関の方から、生産の工程、それから記録、それから点検・評価といったものを評価いただいて、審査いただいて、認証していただいた農場のことを示しております。

GAP は生産工程の適正化を図る、あるいは改善活動でありますけれども、その活動によって、食品安全、それから環境保全、これはもとよりも、人材育成や

農作業の効率化といった、農業経営の改善にも繋がる重要な取り組みというふうに考えております。

こういった取り組みについて、令和 5 年度につきましては、国の事業等を活用しながら、大きく 1 つはブランド化を進める産地、具体的に言いますと、新発田市を中心として、砂丘地で作られている里芋を「砂里芋」というブランド名で生産販売しておりますけれども、その産地の団体認証の取得を支援する、あるいは、これからの農業を担っていただける農業大学校、あるいは、県内 4 つ農業高校がございますけれども、農業高校での GAP 取得支援という形で取り組みをさせていただきました。

あわせて、農業者の皆さんが GAP を取り組むために必要な知識技能等を提供できる指導者の育成、という形で取り組みをさせていただきました。

その結果、最新値でありますけれども、令和 6 年 3 月時点では 150 農場ということで、目標には届いておりませんが、現状値は上回ったという形があります。ただ、残念ながら目標には届いていないという状況でございます。

今後、県といたしましては、こういった食の安全はもとより、経営改善に繋がる重要な取り組みということをあらためて認識して、先進事例を皆さんに紹介する、あるいは経営の中での DX の推進を図ることによって、帳簿類の省略化などを進めながら、認証 GAP に取り組む農業者等を増やしていきたい、というふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

【事務局】

続きまして、指標 11「活動した食育ボランティアの人数」について、食品・流通課から説明いたします。

【食品・流通課】

食品・流通課の湯田と申します。よろしく願いいたします。

私の方から食育ボランティアの活動人数ということで説明したいと思います。

まず、食育ボランティアについてでございます。郷土料理の歴史ですとか作り方、農産物の育て方など、食に関する専門的な知識をもって学校や地域での食育に関する活動について、無償でお手伝いをいただくボランティアさんを登録させていただきました。学校ですとか、幼稚園ですとか、公民館ですとか、そうい

ったところで、例えば、農作業体験ですとか、調理実習ですとか、あるいは郷土料理の紹介、あるいは食生活改善に関する話などをしていただくような機会を募集しまして、そこへボランティアの方に行っていただいで活動するというようなものでございます。

現状、目標には達しておりませんでして、こちらは新型コロナウイルス感染症の拡大もありまして、ボランティアさんが活動する機会やイベント事自体が、減少し、あるいは途切れるといったこともあり、また一方、ボランティア登録も進まなかったというような実態があります。

また、ボランティアの方の高齢化も進んで活動回数が減ってしまう、もしくは、ボランティア登録の更新を辞退するというような方も出ているという事態もありまして、そういったことで、目標達成してないという現状があります。

今後でございませけれども、目標達成に向けまして、まずはボランティアの募集、登録更新の際には、関係する県の生活アドバイザー連絡会ですとか、卸売市場協議会等の農業関係団体ですとか、あるいは市町村単位で、食育の推進に取り組む団体等に対しても、この食育ボランティア制度自体の周知をする、あるいは登録の呼びかけを行っているところがございますので、食育ボランティアの周知をするような機会を作っていくって、活動数の増加につなげていければというふうに思っております。

今まだ作業中ではあるのですが、各地区で食育ボランティアがいらっしゃって、こういう活動ができますよ、ということをご皆さんに知ってもらえるように情報を整理し、ホームページにそれを掲載するなどにより、活動数を増やしていけたらと考えているところでございます。

以上です。

【事務局】

それでは最後に、指標値を計測できなかった指標8「県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」の事業者向けページ年間閲覧数」について、事務局から説明いたします。

こちらの指標は、Google Analytics によりページの閲覧数を計測しておりましたが、Google Analytics のバージョンアップに伴い、ホームページのコードを手動で修正する作業が必要となりました。

にいがた食の安全インフォメーションは、公開中のページだけでも 2,000 を超えるページがあり、これらを手動で修正するためには膨大な作業量が必要となること、また、年度内にホームページのリニューアルを予定していることから、現行ページの修正対応は困難と判断いたしました。

なお、資料には最新値として令和4年度の数値を参考として掲載しておりますが、目標値である 5,000 回は上回っております。

議題2の説明は以上です。

【城会長】

御説明ありがとうございました。進捗状況について御説明していただきました。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があれば、委員の皆様からよろしく願いいたします。

【北川委員】

にいがた食の安全インフォメーションのホームページのことでお伺いしたいのですが、例えば、食品の安全について情報を知りたいときに、私はもっぱら新聞になるのですね。

職業柄、にいがた食の安全インフォメーションのホームページでも確認することあるのですが、やはり今、インターネット使っている世代の方たちには、少しデザインが固すぎるというか、ホームページに載っている情報を整理してアニメーションにしてみるとか、ホームページだけじゃなくて、インスタグラムにしてみるとか、そういうふう発信方法を変えると、若い世代の方たちも見やすいのかなと思うのですが、そういったことの改善予定は具体的にありますでしょうか。

【事務局】

生活衛生課の方で食の安全インフォメーションのホームページを管理しておりますので、生活衛生課から回答させていただきますが、今説明しましたとおり、食の安全インフォメーションは改修を予定しております。現在、県のホームページシステムを使っていないので、情報がいっぱいあってなかなか見にくいようなところもあろうかと思えますけれども、内容を精査させていただき、県のホームページシステムでリニューアルをする予定であります。

今委員がおっしゃられていたとおり、新聞ですとか、テレビですとか、そういったいろいろな方法で皆様が食の安全の情報をとっていらっしゃるかと思うのですが、県としましては、Xを使って発信をしている、あと、今見直しが必要になってくるかもしれませんが、メールにより「食の安全・安心通信」ということで登録していただいている方に週一回発信している、こういったことも行っておりますので、次回の改定の際には、情報の発信方法というのも委員の方から御意見をいただいた上で、改善できるところについては改善していきたいと考えております。

【西山委員】

資料2-3の⑧消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進というところで、お伺いしたいのですけれども、令和6年度の目標値が80%となっていて、すでに進捗状況としては達成したとなっていますが、これはどのような講習を開いていて、どのようにして目標を達成できたと言えるのかが判然としないところがありまして、お伺いしたいと思います。

【事務局】

今委員から御指摘があったところですが、食の安全・安心出前講座ということで開催をさせていただいているものですが、内容としましては、消費者の方、一般の方から、食の安全・安心について、例えば食中毒予防ですとか、食品衛生に関するトピックス、HACCPに沿った衛生管理など、こういった講習内容について御要望があった場合に対応している、というのがこの内容となっております。

【西山委員】

それで、この「有意義」と評価した利用者の割合が、現段階で8割を超えていると理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

実態としましては、利用者の方々が99人いらっしゃって、そのうち「有意義」と評価していただいた方々が94人ということだったので、最新値ということで、94.9%ということでございます。

【小林委員】

「⑨食育を通じた食の安全・安心に対する理解の促進」の「11 活動した食育ボランティアの人数」の件ですけれども、まったくの無償ボランティアというふうにお伺いいたしましたが、やはり今後、募集ですとか、周知していく段階で、今なかなかボランティアで無償って難しいのかなと感じております。

せめて交通費ですとか、多少の謝礼というものはあったらいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【食品・流通課】

今、委員がおっしゃられるように、現状では、交通費も含め、基本的には、イベントにかかる食材というのは、主催者で負担しておりますが、現地までの交通費については、ボランティアの方の自己負担ということをお願いしているという現状でございます。

基本的にはボランティアということで、そういう仕組みで運用しているものでございまして、今後どうしていく必要があるかというのはちょっとあるのですが、現段階では、新たな補助というところは考えていない段階ではあります。御意見としては承りたいと思います、ありがとうございます。

【城会長】

県も財政が厳しき折に、出しますと簡単にはならないのかもしれませんが、ボランティアの方に参加しやすい環境を整えるという意味では、交通費くらいは出てもいいのかな、と個人的には思います。是非御検討いただきたいと思っております。

【田村委員】

食育ボランティアについてお伺いしたいのですが、今お伺いした、交通費なんかは自己負担ということですが、万が一、事故やケガがあったときに備えて、ボランティア保険のようなものがあるかと思うんですが、せめてそちらだけでも…。

それはお安いので、ボランティアの方の自己負担でも結構だと思うのですが、そういうものに入られるようになってきているのか、ということと、継続ができない方というのは、やはり御高齢の方と思ってよろしいでしょうか。

食育ボランティアで期間は短いかもしれないですけど、栄養教諭を目指している学生さんとか、保育士を目指している学生さんとか、そういう方であれば、食育に携わることも将来的にあると思うので、そういう方たちも少し募っていただければ、フットワークもいいと思いますので、そちらについても御検討いただければと思っています。よろしくをお願いします。

【食品・流通課】

まず、イベント保険等の加入についてでございますけれども、県の方で手当てしているという現状にはなっていないということで、これは主催者側の判断という形になるのかなと考えているところでございます。

ボランティアの更新を辞退される方の話で、おっしゃられるように、主な理由として多いのは、年齢的なことをおっしゃられる方が多いのは事実でございます。

御提案あったように、幅広くと言いましょうか、それについては我々の課題だと思っております、現状、いろんな各種団体、市町村ごとの団体等にはアピールしているのですが、アピールの仕方というのは考えていく必要があると認識しております、ありがとうございます。

【佐久間委員】

食品業界からの懸念が一つあって、昨年までは HACCP 制度の導入ということで、各行政の方々、それこそ飲食から食品製造業まで、割と丁寧に業界ごとの冊子を作ったり、各市町村の食品衛生協会を通じての勉強会であったりとずいぶんあったのですが。

来年 6 月から食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の施行でしたよね。

数年前に、我々、漬物業界だと、全漬連の方から、工場の中で使っている重機の検査をちゃんとしてください、と。

うちでも、今まで 100 円ショップで買ったプラスチック容器というか、ボールみたいなものを使ってはいたのですが、これはやばいだろうということで、みんな廃棄しました。

中国製のおもちゃから、毒性のある塗料だと思うのですが、そんなのが出てきたなんてニュースも出ていて、来年 6 月を前にして、1 年前なのに、全然行政の方からアプローチがないなというのがちょっと心配しております。

実際、工場の監査に来られる監査機関の方からは、そういうのでずいぶん指摘を受けています。その辺、HACCP と同じような手厚い御指導とかしてもらえるといいなと思いますので、よろしく願います。

【事務局】

今委員の方から御指摘ありましたけれど、HACCP については、確かに法が変わりまして食品事業者全体に関わるということで、県としても情報発信ですとか、指導助言というところで、今も力を入れてやっているところです。

今委員から御指摘がありました、ポジティブリストの関係のことにつきまして、改正されるというところについて、今一度、保健所から情報を必要とされている事業者の方への発信というところで検討してまいりたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございます。

【城会長】

私の方から 1 つお伺いしたいのですが、資料 2 - 2 の取組状況に関する資料の中で、「施策 6 危機管理体制の整備」の 4 番目のところに危害情報の積極収集と消費生活センター等との連絡体制の確保という中で、苦情窓口でいろんな御意見が寄せられると思うのですが、紅麴のサプリで全国的に大きな被害状況がある中で、新潟県でも一定数の被害を受けられた方がいるのではないかと思います。実際に、こういったところで被害の届出とか苦情の連絡なんかが、一般の方から出てくるといったことはないのでしょうか。

【事務局】

機能性表示食品ということで、紅麴を含む製品による健康被害については、今年の 3 月にある会社が製造した機能性表示食品により健康被害が発生している

ということで、大きく報道されたところですがけれども、新潟県におきましても、県内の住民の方から御相談を承っております。

県の方では、新潟県内の健康被害相談件数ということで、4月1日から相談件数についてホームページでお知らせをさせていただいております、10月4日の15時時点で、それ以降は相談がないのですが、新潟市を含む県内で39名の方から御相談があった状況でございます。

この内容につきましては、御相談ということなので、健康被害が紅麹製品によるものなのかどうかというところは私どもの方で判断がつくものではございませんが、全体としては、今お知らせしました39名の方から御相談があった状況にありました。

また、県民の方々もこういったところについて御心配されているというところもありましたので、ホームページで随時お知らせをさせていただいております、今も相談があればホームページを更新してお知らせをする、という体制でおります。以上です。

【城会長】

ありがとうございました。一定数県内でも相談があったということで、やはり大きな事件でしたけれども、県でも把握してらっしゃるということで安心しました。

【光永委員】

数字についてお伺いしたいのですけれども、資料2-3のところの、目標を達成していない部分に集中してしまうのですが、「⑨食育を通じた食の安全・安心に対する理解の促進」の「10 にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数」ですね、年間利用者が7,290人ということで、目標には達していないということなのですが、これは、委嘱された方が35名で、その方々が行った講演みたいな普及活動に参加した方の人数ということでしょうか。

【事務局】

今委員がおっしゃった人数というのは、利用された方々なので、イベント等に参加された方ということによろしいかと思えます。

【光永委員】

そのイベントというのはどのような場所で開催していることが多いのでしょうか。

【事務局】

主なサポーター活動の実績ですけれども、きのこの鑑別依頼を含みます、きのこ講習会、それと食品営業施設に対する巡回指導や手洗い教室などでの衛生指導、それと自治会だよりで食品衛生の普及啓発、防災教室や子育て教室での食育活動、こういったもので全体的に 7,290 名の方に御利用いただいているという状況です。

【光永委員】

学校関係での活動もここに入るのでしょうか。

【事務局】

手洗い教室の中には学校も含まれます。

【光永委員】

分かりました。もう一つ、「11 活動した食育ボランティアの人数」のところ
で、82 名あって、令和 2 年度よりはずいぶん増えたということですが、資料 2
- 2 を見ますと、登録の個人が 30 名で 15 団体が 1,054 名ということになって
いるのですが、このうち、活動に携わった方が 82 名だったという理解でよろし
いでしょうか。

【食品・流通課】

はい。今委員がおっしゃられたことでよろしいです。

【光永委員】

そうしたら、登録はしているけど実際にはやれなかった方、スタンバイしてい
た方が多いということですね。せっかく人がいるのであれば、そういう機会があ
るといいなど、他の委員もおっしゃっていましたが、同じようなことを感しま
した。

【西山委員】

資料 2 - 2 の「施策 4 安全な加工食品の提供の推進」のページ、この HACCP に沿った衛生管理の取組支援についてですが、令和 5 年度の実績というのが、開催回数が 239 回、参加者数が 7,439 人で、これはもちろん県内各地でやっていると思うのですが、3 日に 2 回くらいの頻度でやってらっしゃるということでしょうか。ものすごいアクティビティなのですが。

質問としては、1 回の講習としてはどのくらいの時間をかけて、どのようなカリキュラムになっているかを伺いたいです。

【事務局】

HACCP に沿った衛生管理の取組支援ということで、講習会の回数ですけれども、こちらは食品営業許可を取得する際に設置することを定めております食品衛生責任者に対して、例年講習会を実施しているのですが、そういったものも含まれておりますので、239 回という数字になっております。

また、講習時間につきましては、だいたい 2 時間から 2 時間 30 分くらいですけれども、全部が HACCP の講習会ということではなくて、食中毒予防などとあわせて HACCP の話をさせていただき、その中で演習などを含め重点的に講習をやっている、ということになります。

【西山委員】

そうすると、講習の内容としては一般的な衛生管理の方が中心で、そこに HACCP の考え方の説明と演習が入るという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、一般衛生管理の話も当然いたしますし、重要管理点についても話をさせていただきます。その中でも、食中毒だとか、いろんな危害がありますので、そういったことについて盛り込んでお話をさせていただいております。

【西山委員】

わかりました。ありがとうございます。

【事務局】

追加して補足ですけれども、こちらの講習会につきましては、各保健所でそれぞれ食品営業者の方に御案内をさせていただいて、受講を御案内しているというものでございます。

【城会長】

一つ教えていただきたいのですけれども、資料2-2の「施策2 安全な畜産物の提供の推進」に家畜伝染病等の監視・防疫体制の整備ということで、鳥インフルエンザについては内容として書かれているのですが、今年8月に新発田で豚熱が発生して、豚を殺処分したような状況もありますが、豚熱に関しては、何かやってらっしゃる事業があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【畜産課】

豚熱ということですのでございますけれども、まずは、基本的には豚とイノシシの病気ということですのでございますので、人には感染しないということで、皆さん御心配ないようにということで周知をさせていただいております。

【城会長】

ワクチン接種は発症を防げるかと思うのですが、今回新発田で発生した農場はどのような状況だったのでしょうか。

【畜産課】

豚熱のワクチンは北海道以外の都道府県ではワクチン接種をしております。

本県も全農場でワクチン接種をしております。ただ、やはりワクチンを打っても必ずしも万全ではないというような状況もありまして、コロナなんかでも皆様御承知と思いますけれども、100%大丈夫というものではございませんので、どうしても衛生管理とあわせてというような面がございます。

【城会長】

ありがとうございます。結構頭数が多いので、打つのが大変で、打ち手の不足がワクチン接種の障害になっているという話もありますので、そういった数の確保というところも含めて、安全対策を進めていただければと思います。

【城会長】

資料2-3の取組指標で、どうしても目標に達していないところに目が行くのですが、認証GAPの取得農場数について、基準年に比べて確かに伸びてはいますが、農業大学校とか農業高校で取組を進めていただいていると先ほど御説明いただきましたけれども、目標値に比べて、かなり低めになっているというところで、手続きやそのあとの管理等も面倒なものが多いので、ハードルが高いというところが要因の一つになっていると考えてもよろしいのでしょうか。

【経営普及課】

御意見ありがとうございます。会長が御心配いただいているところは確かにございます。認証費用がまず掛かるという部分、それから毎年定期的に更新費用も掛かってくるという部分もございます。取得農場については経費的な負担もございますので、そこは一つのハードルとなっている部分は確かにございます。

多分ですけれども、目標時点の段階では、制度が始まって、それからオリンピック・パラリンピックが中に入って、その供給手法としてこれを使っていこうという国全体の動きがあった中で目標設定だった関係もあり、野心的な目標設定だったのかなと理解しております。

ただ、私どもは先ほども御説明したとおり、経営改善にも関わる重要な取組ということでございますので、少し高い目標設定だったかもしれませんが、そこに向かって努力をしていきたい、と考えております。

【城会長】

ありがとうございます。次年度の基本計画の改定でも含まれる中身になってくると思いますので、目標値が高すぎると到達が困難となるので、現状に合わせた目標設定にさせていただいて、引き続き努力していただきたいと思います。

他にはよろしいでしょうか。特になければ、次に移りたいと思いますが、何か御不明な点がありましたら、事務局の生活衛生課の方にお問い合わせいただきましたら、御回答いただけるとと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の議題に進みます。議題の3「にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案）について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案）について、資料3を用いて説明いたします。

現行計画については、「見える安全」、「知る安心」の2つの視点から、10の施策体系で構成されています。

次期計画での主な改定項目としましては、「計画期間」、「成果指標」、「重点取組」の3点を検討しております。

まず、計画期間についてですが、本計画の策定時から、計画期間は県の最上位計画の期間に準じて設定していることから、次期計画についても、現在改定作業を進めている次期「新潟県総合計画」の計画期間に準じて、令和7年度から14年度までの8年計画としたいと考えております。

また、計画については、審議会での報告をもって毎年度の進行管理を行い、令和10年度に中間評価と必要に応じた見直しを行いたいと考えております。

次に、成果指標についてですが、現行計画では、住民の「安心」を測る指標を成果指標として設定しております。

現行の成果指標は、安定的に高い水準を維持している一方で、これまでの審議会においても、安心は主観的な心の状態であり、評価判定が難しいとのご意見をいただいております。

そこで、「安全」と「安心」の因果関係を評価するための一助として、「食の安全」の取組を測る定量的な指標を新たに設定したいと考えております。

具体的には、現行の成果指標に加え、新たに「人口10万人当たりの食中毒患者数」を成果指標として設定したいと考えております。

なお、「人口10万人当たりの食中毒患者数」は、次期総合計画においても成果指標として設定することを予定しております。

次に、重点取組についてですが、現行の計画期間中においても、鳥インフルエンザや豚熱の発生、ALPS処理水の放出、機能性表示食品による健康被害など、

食の安全・安心に関わる様々な事件・出来事が発生している状況を踏まえ、HACCPやGAPなどの取組推進によるサプライチェーン全体の自主衛生管理の向上と、食品関連事業者による食の安全確保の取組を消費者に知っていただき、食の安心につなげていただくことを目的として、リスクコミュニケーションの推進による消費者の理解向上に重点的に取組みたいと考えております。

その他については、基本的に現行計画の施策を維持しつつ、これまでの審議会での審議や、県民から寄せられた意見を反映させ、施策の内容や取組指標について、必要な見直しを行いたいと考えております。

議題3の説明は以上です。

【城会長】

御説明ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見があればよろしく願いいたします。

【小見委員】

JA新潟中央会の小見と申します。今回から初めてになります。ちょっとよく分からない部分もあるのですが、先ほど最後の方に、会長からGAPの目標設定についてお話があったかと思えます。

県の藤田課長がおっしゃられるとおり、伸びない理由としては、説明があったものにプラスして、GAPの取得ということに関して言うと、インセンティブが働いてないような状況にあるのかなと思っています。

その辺を是非とも消費者の皆様からは御理解していただく必要があるのかなと思っています。

ただ、我々JAグループとしても、GAPの有用性については十分理解しております。今年の3月にJAグループ新潟としてGAPの取組方針を策定いたしました。

そこでは、今まではGAPを取る・認証取得させるというところを重点に置いていたのですが、それよりは、GAPを理解し、「GAPをする」というところに軸足を移しました。

GAPをするということは、GAPを取得することとニアリーイコールかなと思っていますので、その辺が普及徹底してくれば、GAPの認証というところのハードルはかなり低くなるかなと思っています。

特にインセンティブという話をすると、高齢化なり、あるいは今農産物の価格自体があまり高くない、米はたまたま今年かなり上がりましたが、基本的にはあまり高くないというところで、生産費を賄えるかどうかという状況にありまして、加えて先ほど説明あったように、取得するコストがかなりです。更新するコストもかなりですので、そこらも考えると、なかなか認証取得ということにはいかないのかな、というのが我々の見立てでございます。

ですので、認証 GAP の数を目標に置くこと自体は否定しないのですが、先ほど会長からもありましたように、あまり高い目標にしすぎると次期期間でなかなか達成しないということも想定されますので、目標値をどこに置くかというところは御検討いただいた方がいいのかな、と考えます。JAグループとしてはそのような意向を持っています。以上です。

【経営普及課】

御意見ありがとうございます。生産場面での GAP の推進については JA グループさんと一緒になりながら進めていきたいと思っております。いただいた目標値の設定については、意見交換させてもらいながら、次期指標について検討させていただきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

【城会長】

ありがとうございました。GAPを知ってもらうことは、消費者の方の選択肢を増やして、より付加価値の高い商品であるという形に結び付いていくと、生産者の方もメリットをもって認証取得してくれるのかなとも思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

一つ私の方からお伺いしたいのですけれども、計画期間の話なのですが、これまで4年間の期間で進めてきたわけですけれども、新潟県の総合計画とあわせる形で8年と長くなる時に、令和10年度に中間評価を行うという形で、これまでにない評価が入るのですが、今は進捗状況に関しては毎年報告いただいて、御意見をいただいてというところですが、中間評価とすると、具体的に何をやるのか、多少決まっていれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

今まで4年で改定してきたものを8年ということで長い期間になるということですが、中間評価ということで、改定と同じとまではいかないにしても、計画の中でその時の時勢によって変わってくる内容もあるかと思しますので、そういったところで、審議会委員の皆様から御意見をいただいて、必要な部分については見直し等も含めて検討していく、ということになるかと考えております。

【城会長】

計画そのものを大きく変えることなく、途中で内容を見直すような作業を行うと考えればよろしいでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【城会長】

もう1点、成果指標に関してですが、今回新たに人口10万人当たりの食中毒患者数を加えると案になってはいますが、食中毒の患者数自体、統計上、厚生労働省に届出があつて初めて1件患者数何名、死者何名という形で数字がでてくるかと思うのですが、実際に発生している食中毒は、統計上に載ってくるものよりも実際には、陰に隠れているものの方が圧倒的に多く、人によっては10倍や100倍くらい、統計上に載ってこないような食中毒が発生していると考えられているときに、成果指標として、統計上、届出があつたものだけを指標としてしまうというのは、どうかという気もしないではないですが、ただ、そこを減らしていくということ自体は意味があることなので、そこが減っていくことはいろんな努力をしていくので、統計に上がらないような小さなものを含めて減っていくということで、実数も減ってくるのではないかとも思うのですが、そういったちょっと懸念するところもあるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

私も保健所に勤務することがあるのですが、今会長がおっしゃられたとおり、食中毒という事件にならないようなものもありまして、食中毒の疑いを持って

調査を開始するのですが、食中毒という判断には至らないようなケースも多々あります。

ただ、こういった新たな成果指標ということで設けるところについては、会長がおっしゃられたように食中毒の事件そのものを減らすということが、食中毒という判断に至らなかったものについても減らすことにつながるものと思っておりますし、県としましては、今取り組んでいる政策の中に、食中毒予防の啓発・対策ということもありますし、また、食品事業者の方々に HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいただくことによって、食品衛生管理がしっかりできてくれば、食中毒事件や事件にならないもの減っていくのではないかとということで、取組を進めていくところでございます。

【会長】

成果指標としてあがってくることになるので、実際に数を減らすことが求められてくるので、色々細かい取組をあげていかれると思うのですが、具体的に、新潟県だとどういった食中毒が多くて、こういった取組を進めていく、という構想があれば教えていただきたいです。

【事務局】

県内の食中毒の傾向といたしましては、植物性自然毒、きのこによる食中毒が多いという現状がございます。全国に比べても件数が多いということですが、きのこによる食中毒につきましては、件数は多いのですが、1件当たりの患者さんの数については1人とか、複数いてもそんなに多くないのが現状でございます。

成果指標では食中毒の患者数の減少を目標としていまして、営業施設を原因とするような食中毒事件が発生いたしますと、患者さんの数も多くなってくるということでございます。

今までですと、ノロウイルスを原因とする飲食店での食中毒で患者数が100人を超えるような事件も起きておりますので、そういった営業施設における食中毒の発生を減らしていくために、営業者の方々に HACCP に沿った衛生管理を中心として、しっかり対策をとっていただくことによって、食中毒の患者さんの数を減らしていこうと考えております。

【会長】

そうしますと、事件数ではなく、患者数を減らしていくというのがポイントでしょうか。最近はそのこもそうですが、アニサキスによる食中毒が件数的にはかなり増えてきているというところで、問題になっているかと思うのですが。

あれも患者数としては1件1人が多いので、件数としては増えていますけれども、ここでは患者数を指標として、大規模な食中毒を減らしていく方を中心に考えたい、という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。会長がおっしゃったとおりですけれども、アニサキスによる食中毒も全国の中で見ますと、件数としては最も多いということになりますので、こういったところについても件数は減らしていきたいと考えておりますが、指標としては、患者数を減らしていくことに取り組んでいきたいと考えております。

【田村委員】

食中毒に関してですが、患者数をモニターするということになると、もっと危機意識とか普及啓発に関する事項などを盛り込まなくてもよろしいのでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。指標につきましては、食中毒の患者さんの数を減らしていくということですが、その指標を達成するための取組として、委員がおっしゃられたように普及啓発は非常に大事だと考えておまして、今まで県としましても、県民の方、あるいは営業者の方々に対して、リーフレットですとかそういった必要な情報発信をやっておりますので、そこもしっかり対応していきたいと考えております。

また、新潟県が非常に頑張っている部分として HACCP の取組があるのですが、地元の食品衛生協会の方と協働しまして、食品営業施設の業種や規模に見合った形で HACCP の取組も進めておりますので、そういったところから、営業者の方々の衛生管理が行き届けば、事故の発生が減ってくるのではないかと思っています。

【西山委員】

この度の成果指標として、人口 10 万人あたりの食中毒患者数を設定するという事で、先ほどの話にもあったのですが、ノロウイルスが非常に脅威になってきて、一度事故が起こるとすごい数の患者が出るのですが、食品安全を教えている立場からすると、なかなか有効な手立てがすぐには思いつかなくて、一般衛生管理をきちんとやりましょう、きちんと石けんで手を洗いましょう、体調悪い人は出てこないようにしましょう、くらいしか思い浮かばないのですが、生活衛生課の方では、次のフェーズにあたって有効な策というのを考えてらっしゃるのかを伺いたいです。

【事務局】

今委員がおっしゃられたように、ノロウイルスによる食中毒予防ということになりますと、一般衛生管理ということで手洗いをしたり、健康を害している人については調理や製造にあたらぬという基本的な予防対策を実施していただくというのが有効ですけれども、実際に食中毒を発生させた事業者の状況を調査しますと、手洗いができていなかったり、あるいは下痢をしても大丈夫だと思って勤務をしてしまったとか、手袋をタイミングよく交換されなかった、というように食中毒に結び付くような、本来であれば HACCP に沿った衛生管理をやっていただければ、防げたであろうところで抜け落ちがあるということがあって、食中毒に至っているのではないかと考えております。

ですので、そこをしっかりと営業者の方にお伝えして、一般衛生管理をしっかりとやっていただくということを様々な場面を通じまして、啓発をしっかりとやっていく必要があると考えております。

【城会長】

他にいかがでしょうか。今回あげていただいた改定方針案に基づいて、この先、数値目標があるもの、それから資料 2-2 にあるような具体的な施策が練られていくこととなります。

ですので、ここでいただいた御意見で、この方針が決まっていき、次の方針が決まっていきますので、ここが一番大事なところとなります。是非ちょっとでも気づいたことがあれば、お願いします。

【小林委員】

新しくなった重点取組の、リスクコミュニケーションの推進と消費者の理解向上というところですが、なかなか消費者の方にまで取組が伝わってこないという感覚が強いのですが、消費者の理解向上のためにどのような方法が取られるのか疑問だったので、教えていただければと思います。

【事務局】

リスクコミュニケーションにつきましては、各構成課においてもそれぞれ対応しているところですが、生活衛生課の取組としましては、食の安全・安心意見交換会というものをやりまして、行政と事業者と消費者の相互理解に結び付くような形で事業を展開しているところになります。

さきほどサポーター活動のところでもお話をさせていただいて、繰り返しくなりませんが、手洗い教室ですとか、きのこ講習会、衛生講習会などを通じて各保健所で意見交換会を開催しております。

今後、今まで取り組んできたきのこ講習会や衛生講習会といった一般消費者向けの意見交換会として取組をさせていただいておりますし、食品衛生協会やサポーターの方と連携して今までも取り組んでおりますし、これからも取り組んでいきたいと考えております。

また、特に衛生に関する食育という意味で、お子さんたちとか、子育て世代の方、特に子育て世代の方たちにつきましては、今までの御意見があった中でも、食の安全に関する意識が高い世代がいらっしゃるということなので、お子さんですとか子育て世代に向けた取組について、教育現場と連携した展開というものを検討していきたいと考えております。

【城会長】

県の方ではこの後のアンケートでもありますが、テレビだったり、ラジオだったり、いろんなリーフレットだったり、スーパーマーケットだったり、ネットを使ったり、いろんな情報発信をしていただいているのですが、消費者の方がなかなか目にする機会がないという回答が多くて、非常に悩ましいところがあるのですが、逆にこういった形でやれば、もう少しみんな見てくれるのではないかと、という御提案があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

【小林委員】

私もこの審議会に参加させていただいてから、スーパーマーケットにチラシが貼ってあることに気づくようになりました。生協に勤めながら、なかなか県が発信している情報を得られていなかったというところがあります。

以前は、ホームページで HACCP の工場見学なんかもやられて、参加者がすごく少なく、受取り側の問題もあると思うのですが、受取れないものはなかったもの、と覚えてしまいますので、先ほどもありましたが、インスタグラムですとか、学校現場というところでは多くの方に知らせていただけるのかなと思います。

私も食品事業者ではないですが、食品衛生責任者の講習会を受けて勉強させていただきました。HACCP のことですか、食中毒のこと、特に手洗いに関しては、1 日勉強させていただきましたので、そういうものもどんどん消費者に発信していきたいと思います。

大した答えではないですが、以上です。

【城会長】

何か情報発信でいい手段があれば、生活衛生課の方にお寄せいただきたいとします。ほかにお気づきの御意見等あればお願いします。

なければ、以上で終わりにしたいと思います。この後お気づきの点があれば、事務局の方までお知らせいただきたいとします。ありがとうございました。

それでは、次に報告事項に移りますけれども、報告事項としまして「令和 6 年度食の安全に関するアンケート調査の結果について」ということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

報告「令和 6 年度食の安全に関するアンケート調査結果について」説明いたします。資料 4 を御覧ください。

このアンケートは、民間のリサーチ会社に委託し、新潟県民及び首都圏（千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県）住民を対象に毎年実施しており、今年度は 9 月 24 日から 26 日にかけて実施しました。

調査対象者は、男女、年代、居住地域に偏りが生じないように選定されています。

時間の都合により、アンケート結果の詳細については説明を省略させていただきますが、昨年度から設問を変更した箇所を中心に説明させていただきます。まずは1ページ目を御覧ください。

問1「新潟県内で生産・加工・製造された食品の安全性についてどのように感じていますか」についてです。この設問で、「安全だと思う」及び「どちらかと言えば安全だと思う」と回答した人の割合が、基本計画の成果指標に位置づけられています。

一方で、「どちらとも言えない」、「どちらかと言えば安全とは思わない」、「安全だとは思わない」と回答した方（県内83名、首都圏110名）については、問2でその理由を質問しています。

問2の結果については、4ページから6ページをご覧ください。

昨年度の審議会では、問2で回答した選択肢について、そのように感じられる理由やきっかけを聞いてはどうか、とご意見を頂戴しましたので、今年度のアンケート調査では、問2-2として、問2で回答した選択肢を選んだ理由やきっかけについて自由に記載してもらう設問を新たに設定いたしました。

問2-2の結果は7ページのとおりです。

ここでは、複数回答が寄せられた意見のみを抜粋して掲載しておりますが、その他の意見についてもご興味のある委員がおられましたら、個別に情報提供いたしますので、後ほど事務局にお声がけいただければと思います。

次に、11ページをご覧ください。

問3-2も同様に、問3で回答した選択肢について、選んだ理由やきっかけについて自由に記載してもらう設問を新たに設定いたしました。

こちらも、複数回答が寄せられた意見のみを抜粋して掲載しておりますが、その他の意見についても情報提供可能ですので、必要な委員がおられましたら、後ほどお声がけくださるようお願いいたします。

問4以降は昨年度と同じ設問としております。回答の詳細については資料4でご確認ください。

報告事項の説明は以上です。

【城会長】

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見があればよろしくお願いたします。

【北川委員】

アンケート結果で、特に新潟のものについて安全とは思わないということの理由についてなのですが、具体的には4ページになると思いますが、令和6年の安全とは思わない理由のトップにきているのが「食に関する不安な報道を耳にするから」と、あとその「製造された食品のことをよく知らないから」ということなのですが、ここに出ている項目のすべてにおいて、必ずしも新潟県がというところが主語になっていないのが、整合性がどうなのかと私は思います。例えば4番の「食に関する不安な報道を耳にするから」というのが、新潟県の食に関することであるのか、あるいは全国ニュースで見る不安な報道であるのか、その辺のところはもう少し明確化ができるような質問項目にしてはどうかと思います。

それで、成果指標の方が8割、7割達成すればオーケーということを出ているのですが、7~8割で目標達成とするのであれば、おそらくもうこのアンケートで聴く項目の役割は終わっているのかなと私はそう思います。

それでも、100%が満足しているということを望むのであれば、その不満足の部分をもう少し掘り下げるような質問項目であった方がいいかなと私は考えているのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局】

今、委員の方から御意見いただきましたけれども、アンケートをとらせていただくときに、今までも委員の方からいろんな御意見をいただいて、必要に応じて反映させていただいているということでございます。

ですので、今も意見をいただきまして、確かにそうだな、というところもありますので次回のアンケートをとるときには、そういったところも考慮してアンケートの設問につなげたいと思います。

また、成果指標でも採用しております「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安心だと思える県内外の住民の割合」というところで、県内8割以上、首都圏7割以上を確保ということでこの維持についてなんですけれど、基本計画の目的となっておりますのが、「県民が安全で安心できる食生活を享受でき、安全で安心できる食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと」を決めておりますので、少なくとも県内の方に対しては、食品への安心を感じていただいていること

を指標として確認していくことは必要と事務局では考えているところでございます。以上です。

【北川委員】

ありがとうございます。7ページにも載っているのですが、今、物がどんどん値上がりする中で、安くておいしければいいという層は、一定数いるのかなと感じています。

あともう1つは、最近食に関する悪い報道が少なくなってきたというか、センセーショナルに中国製品がどうか、そういう報道が少なくなっている中で、消費者の皆さんはスーパーにおいてあるものは、むしろ安全だということを前提に買われているのかと思っています。何で新潟県産に対して安全じゃないと考えているのかというところに非常に興味があったので、ぜひその辺のところを掘り下げていただけるような回答が出る質問項目になるといいかと思いました。

【事務局】

貴重な御意見いただきましたので、アンケートの設問を検討する際には、今の御意見も十分反映して作成につなげていきたいと考えております。

今、値上げですとかそういったところに重きをおいて、なかなか食の安全に関心がない方も一定数いらっしゃるということは承知しているところでございますけれども、食の安全に不安を持っている、あるいは先ほどの繰り返しになりますけれども、子育て世代の方とか食の安全に関心が高い世代に向けた情報が欲しい方に必要な情報が届くように県としても政策を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

【城会長】

アンケート項目についていろいろ御意見をいただきましたけれども、この審議会の中でもこれまでアンケート項目に関する意見も多くいただいて、少しずつ改善しながら、現在の形に至っているのですが、何かアンケートの項目に御意見いかがでしょうか。

【齋藤委員】

初めてなので、皆さんの御意見を聞くばかりなのですが、ちょっと気になったところが16ページのHACCPに関する認知度についてですけれども、やはり一般の方はHACCPについてほとんど認知度が低くて、言葉すら知らないという人がかなり多い現状ですよね。

ですから、HACCPが安全安心な製品を作るために重要なことだというのは専門の方はわかっていますが、やはり一般の方はわからないと思います。もう制度そのものが聞きなれない言葉で、HACCPも前からあるのですが、SDGsみたいに例えば10年前には全然わからなかったものが、今ものすごく認知度が高い、でもHACCPに関しては、ほとんどわからないのではないかと感じています。

例えば、昔のJISマークとかJASマークとかそのような感じで、HACCPの認知度を高めてもらいたいなというのが1つです。

せっかく安全安心な製品を作るための、もし何あったときに、ちゃんと後追いができる制度というものを、もう少し皆さんに知ってもらいたいというのは感じました。

ですから、このアンケートとったところに例えばHACCPに関する資料をちょっと入れておくとか、そのような対策をして、少しでも知っていただきたいな、消費者の皆さんを守るために、こういう制度があるよ、これを取得するのは、すごく業者さん、企業さんは大変だよということを知って欲しいと思いました。

以前、食品製造業に勤務していて、HACCP関係で、もうとにかくチェックがすごくたくさんあるのですよね、いろんな資料で。

それで、もし何かあったときには、ここは安全だよという証明をするための資料でもあるし、そういうものを、企業さんはちゃんと取得して、安全安心な製品をお届けしていますということ、もう少しPRして欲しいなと感じました。以上です。

【河上委員】

齋藤委員さんから、温かい御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。HACCPについて、こんなに真剣にお話をいただき、ありがとうございます。

令和3年6月に、HACCPに沿った衛生管理が義務化をされましたので、すべてのお店でHACCPに沿った衛生管理をしております。

ただ、それが今おっしゃられたように、一般の消費者の方になかなか知っていただけていない、というのが現実でございます。

食品衛生協会といたしましても、HACCP 型の 5 つ星という制度をやっておりまして、5 つの項目をクリアして、制度の判定員から認めていただければ、HACCP 型 5 つ星というプレートをお店に掲示をしております。

最初に行った普通の 5 つ星のプレートから新しいプレートに変わらして、そのプレートでお客様に知っていただけて、なおかつ、このお店は安心安全のお店だということで御利用いただけるように取り組んでおりますが、なかなか、おっしゃるように、一般の消費者の方に知っていただくまで至っておりません。

いろいろな方法も考えております。例えば、とある食品衛生協会ではウェットティッシュに HACCP 型 5 つ星のマークをいれて周知に取り組んでいるとか、私の所属する支部では HACCP 型 5 つ星のマークの入ったバッチをつけて、年 2 回ないし 3 回、保健所の方と指導員さんと一緒にお店を点検に回るのですが、その時にも、まだ 5 つ星をやっていないお店になんとか 5 つ星のプレートをもってお客様にアピールしましょう、という話もしております。

いろいろな、やり方はまだまだあろうかと思えますし、県全体でも考えていきますし、そのまた上の日本食品協会にも、毎年毎年、全国規模になったのだから、全国的な展開もしていただきたいというお願いをしているのですが、なかなかいい方法が見つかりません。

お金をかければ、例えば、バスの横腹に大きなマークを付けたらとか、先ほども少し個人的なお話でしたが、アクシアルの水島委員さんへ、レシートが一番下に HACCP のマークを入れられないかを提案して、まずこれ何というところから始めないといけないと思うのですね、いきなり全部が全部理解していただきたいということではない。このマークって何だろう、と消費者の方にまずは、知っていただく、気がついていただく、そこからだと思っております。

本当に委員さんから温かい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

是非、いい形で一般の消費者の方にも周知していただけるように、知っていただけるように、認知していただけるように努力したいと思います。

ありがとうございました。

【西山委員】

今の話に関連してこのアンケートを見ますと、県内と首都圏を比べると、県内の方が全く知らないという割合がおそらく有意に低いと思うのですが、この辺り、おそらく県の生活衛生課の方、食品衛生協会の方々の活動が効果を現しているのではないかと自分は考えますが、いかがでしょうか。

首都圏に比べると、ほとんど知らないという人も HACCP という言葉自体は聞いたことあるのではないかという感じで、そのあたりのリスクコミュニケーションがある程度は効いているのではないかと思います、いかがでしょうか。

【事務局】

HACCP につきましては、県の取り組みとしては、県のホームページ、あとスーパーマーケットさんに御協力いただきまして、店頭掲示板、メルマガなど様々な媒体を活用して消費者の方への周知に取り組んでおります。

また、これまでの審議会におきましても、HACCP の認知度がなかなか上がらないということで委員から御意見をいただいておりますので、この 10 月からですが、新たに HACCP 認知度向上事業として、実際に HACCP に取り組む事業者の方をホームページや SNS で御紹介させていただいております。

先ほど委員の方から、御説明がありましたけれども、HACCP というと、なかなかその言葉自体がよくわからなくて、なかなかその先を知ろうとしないということもあるとお話がありましたので、HACCP を知っていただくためにも、まずは足掛かりということで、食の安全を守る取り組みについて御紹介します、ということで、こういった事業についても取り組んでおりますので、そういったところで少し首都圏よりは認知度が上がっているものと考えております。いただいた御意見は大変ありがたく思っております。

【西山委員】

学生主体ではありますけれども、私も微力ながら力を尽くしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします

【城会長】

はい、御指摘いただいたとおり、確かにアンケートで首都圏に比べると、全く知らないという数が多分有意に低いというのは、これまでの取組みの成果ではないかと思います。引き続き、少しでも認知度があがるようお願いしたいと思います。

他にもいろいろ御意見、御質問があるかと思いますが、時間が差し迫ってきましたので、何か御不明な点がありましたら、事務局の生活衛生課の方に直接お問い合わせいただいて、解決していただきたいと思います。

それでは本日予定しておりました議題報告は以上となります。具体的にこれまでの中味も含めまして、これはしゃべっておきたいという御意見があればお願いしたのですが、何かありますでしょうか。

よろしいですか。事務局の方から何かあれば、よろしく申し上げます。

【事務局】

今後の予定ですが、次回の審議会開催につきましては、年明け1月を予定しております。委員の皆様の前を伺った上で、なるべく多くの委員の方が出席できる日で開催したいと考えております。本日は皆さま会場におこしいただいておりますが、オンラインでも参加いただけるよう準備を進めてまいりますので、会場に来ることが難しい場合につきましては、オンラインでの参加についても御検討いただければと考えております。開催が近づきましたら日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そのほかは特にございません。

【城会長】

はい。

ありがとうございました。それでは以上で本日の議事進行終わりとなりますので議長の任を終了させていただきたいと思います。

長時間にわたり、議事進行に御協力いただき、どうもありがとうございました。

○ 閉会

【事務局】

城会長大変ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、大変ありがとうございました。なお、本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめまして、委員の皆様にご確認いただいた後に、ホームページで公開いたします。

これをもちまして、第28回にいがた食の安全・安心審議会を閉会させていただきます。何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局まで御意見いただければ幸いです。本日は大変ありがとうございました。